エ　測定された尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

オ　測定値は、デシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載し、設備から３メートル以外の距離において測定した場合は実際の測定値を３メートル距離での測定値に換算した値を記載すること。

カ　測定条件の欄には、測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合）を記載すること。

⑭　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

⑮　外観の写真は、申請に係る装置の正面、側面及び平面を写したものであること。

⑯　接続図は、部品の回路定数が記載されていること。

２　施行規則第46条の３第１項の規定により設計変更の承認を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

⑴　整理番号の欄は、記載しないこと。

⑵　指定番号の欄は、当該型式について現に指定を受けている番号を記載すること。

⑶　１から12までの欄は注１に準じて記載すること。

11　一般用非放射等設備の場合　［新設］

⑴　１枚目

試験成績書（その１）		整理番号	
		指定番号	
1　型式名		2　製造業者名	
3　利用周波数	⑴　設計値	⑵　測定値	
4　周波数変動幅	⑴　設計値	⑵　測定値	
5　高周波出力	⑴　定格値	⑵　測定値	

6　交流電源端子における妨害波電圧	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
	⑴　150kHz以上500kHz未満	準尖頭値			
		平均値			
	⑵　500kHz以上５MHz以下	準尖頭値			
		平均値			

長辺